# 一般社団法人全国交通信号工事技術普及協会交通信号工事士技能検定規程

平成２３年　１月２５日
制定理事会規程第５号
改正　平成２３年０９月０１日
改正　平成２５年０３月０８日
改正　平成２６年１１月２１日
改正　平成２７年０３月０６日
改正　平成２８年１１月１８日
改正　平成３０年０４月２７日

（目的）
第１条 この規程は、一般社団法人全国交通信号工事技術普及協会（以下「本会」という。）が行う交通信号施設工事に関する技能検定（以下「技能検定」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。
（技能検定の目的）
第２条　技能検定は、交通信号施設工事に関する業務に従事する者で一定の知識及び技能を有すると認められる者を認定することにより、人材の育成と専門能力の向上を図ることを目的とする。
（技能検定の種類）
第３条　本会が行う技能検定の種類は、次に掲げる２種類とする。
（１）交通信号施設工事に関わる豊富な業務経験を有し、高度でかつ広汎な体系的専門知識をもって交通信号施設工事業務の施工に関して、これを監理し、指導的に取り組む能力を有する者であることを認定するもの。
（２）交通信号施設及び交通信号工事等に関する基礎的専門知識、技能を有し、交通信号施設工事に関わる業務に従事できる者であることを認定するもの。
(称号の付与)
第４条　前条の技能検定に合格した者にそれぞれ次の称号を付与する。
（１）前条第１号の技能検定に合格した者には第１種交通信号工事士
（２）前条第２号の技能検定に合格した者には第２種交通信号工事士
（技能検定の方法）
第５条　技能検定は、原則として年１回、複数の地域で行うものとする。

２　技能検定は、学科験と実務筆記試験により行うものとし、別表の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる科目について行う。
（１）　第２種交通信号工事士は、別表１とする。
（２）　第１種交通信号工事士は、別表２とする。
３　技能検定の合格基準は、別表に掲げる科目について、同表に掲げるとおりとする。
４　理事長は、理事会の議決を経て、毎年度末までに翌年度の技能検定に係る実施要領（以下「交通信号工事士技能検定実施要領」という。）を定め、これを公表するものとする。
（受験資格）
第６条　削除
（技能検定の申請書）
第７条　技能検定を受けようとする者は、次に掲げる書類及び写真を提出しなければならない。
（１）受験申請書
（２）住民票又は運転免許証等の写し
（３）申請前３月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真２枚（白黒・カラー何れでも可）
２　受験申請書の様式は、交通信号工事士技能検定実施要領に定める。
３　前項の規定による申請を受理したときは、当該申請者に対し、受験票を交付する。
（合否の通知）
第８条　技能検定を受けた者には、「交通信号工事士技能検定合否通知書」（別記様式第１号）により、合格又は不合格の通知をする。
（登載）
第９条　技能検定の学科試験及び実務筆記試験のいずれにも合格した者（以下「合格者」という。）は、本会の合格者名簿に登載する。
（工事士之証の交付）
第１０条　前条の合格者には、交通信号工事士之証（以下「工事士之証」という。別記様式第２号）を交付する。
（講習の受講義務）
第１１条　工事士之証の付与を受けた者は、交付日より起算して５年以内（以下、「有効期限」という。）に本会が主催する講習を受講しなければならない。
２　有効期限内に前号の講習を受講しなかった者は、工事士之証の効力を失効する。ただし、次の事項に該当する場合は、この限りではない。
（１）　平成２６年度までに工事士之証の交付を受けた者は、平成３１年度までに

実施する講習を受講すればその時点より効力が発生する。

（２） 被災、病気、産休、長期海外赴任等により、有効期限内に受講できない者は、本会理事長の承認を得ること。

（３） 前項の承認を得たのち実施される講習を受講すればその時点より効力が発生する。

３　講習を受講した者には、前１０条工事士之証に有効期限を記したシールを貼付する。

（工事士之証の再交付）

第１２条　工事士之証の交付を受けた者が、工事士之証を亡失し、滅失し、汚損し又は破損したときは、工事士之証の再交付を交通信号工事士之証再交付申請書（別記様式第３号）により、申請することができる。

（合格の取り消し等）

第１３条　不正の手段により技能検定を受けた者は、その合格の決定を取り消すとともに、期間を定めて技能検定を受けさせないことができる。

　また、不正な手段により技能検定を受けようとする者は、その技能検定を受けることを禁止するとともに期限を定めて技能検定を受けさせないことができる。

２　工事士之証の交付を受けた者で、前項の規定により合格を取り消された者は、工事士之証を返納しなければならない。

（合格の証明）

第１４条　合格者には、その者の申請により、合格を証明する書面を交付する。

（技能検定委員会の設置）

第１５条　技能検定の公正かつ円滑な実施に資するため、本会に技能検定委員会を置く。

２　技能検定委員会の委員は、次に掲げる者のうちから理事会が委嘱する。

（１）本会の理事又は監事である者

（２）本会の正会員である事業所の社員

（３）交通信号施設工事について識見を有する者

３　技能検定委員会は、次の事項について理事長の諮問に応じ、又は助言する。

（１）交通信号工事士技能検定実施要領の作成

（２）試験問題の作成

（３）合否の判定

（４）必要経費の積算

（５）受験手数料の額

（６）前各号に掲げるもののほか、技能検定の実施に関し必要な事項

４　技能検定委員会に委員長を置き、理事である委員の中から理事長が指名する。

５　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。
６　委員は、５人以上とする。
７　委員は、技能検定業務等で知り得た情報を漏らしてはならない。
８　理事長は、技能検定委員会の委員全員から守秘義務に関する誓約書を提出させ、監督の責任を負う。
９　その他技能検定委員会の組織及び運営に必要な事項については、理事長が別に定める。

（合否の決定）

第１６条　技能検定委員会において、学科試験及び実務筆記試験のそれぞれについて合否の判定を行うものとする。

（試験の一部免除）

第１７条　一定の実務経験年数を有することの証明があるときは、実務筆記試験を免除するものとする。
２　前号の実務筆記試験を免除する実務経験年数は、交通信号工事士技能検定実施要領に定めるものとする。
３　学科試験及び実務筆記試験のいずれかに合格した者に対しては、その者の申請により、翌年受ける技能検定に限り当該試験を免除するものとする。

（手数料）

第１８条　技能検定を受けようとする者は、交通信号工事士技能検定実施要領に定める手数料を納めなければならない。
２　技能検定を受けようとする者が納付した手数料は、本会の責めに帰すべき事由により技能検定を実施しなかった場合を除き返還しないものとする。
３　合格を証する書面の交付又は工事士之証の再交付を申請する者は、所定の手数料を納めなければならない。

**（補則）**

第１９条　この規程の実施に関し必要な事項については、理事長が別に定める。

附　則

この規程は、平成２３年１月２５日から施行する。

附則

この規程は、平成２３年９月　１日から施行する。

附則

この規程は、平成２５年３月　８日から施行する。

附則

この規程は、平成２６年１１月２１日から施行する。

附則

この規程は、平成２７年　３月　６日から施行する。

附則

この規程は、平成２８年１１月１８日から施行する。

附則

この規程は、平成３０年　４月２７日から施行する。

別表（第５条関係）第１表

| 区　分 | 科　　目 | 合　格　基　準 |
|---|---|---|
| 学科試験 | 一般的事項<br>本工事<br>施工管理<br>安全管理<br>コンプライアンス<br>電気工事<br>通信工事<br>土木工事<br>交通信号工事<br>関係法規<br>交通工学<br>交通信号機器<br>交通管制システム | 左記科目について、交通信号施設の施工に関係する基本事項を理解していること。 |
| 実務筆記試験 | 交通信号施設設計に関する業務<br>交通信号施設電気工事に関する業務<br>交通信号施設通信工事に関する業務<br>交通信号施設土木工事に関する業務<br>交通信号施設機器製造に関する業務<br>交通信号施設材料に関する業務<br>交通信号施設保守に関する業務<br>交通信号施設安全管理に関する業務 | 左記科目の１以上について、必要な実務能力を有していること。 |

別表（第５条関係）第２表

| 区　分 | 科　　目 | 合　格　基　準 |
|---|---|---|
| 学科試験 | 交通信号施設工事設計に必要な専門知識<br>交通信号施設施工管理に必要な専門知識<br>交通信号施設保守に必要な専門知識<br>交通信号施設安全管理に必要な専門知識<br>交通信号施設工事の設計技術<br>交通信号施設工事の施工技術<br>交通信号施設工事の保守技術<br>交通信号施設工事の製造技術<br>交通信号施設工事の工事品質技術<br>関係法規<br>交通信号制御技術<br>交通信号施設機器等に関する知識 | 左記科目について、交通信号施設の施工に関係する高度でかつ広汎な体系的専門知識を有していること。 |
| 実務筆記試験 | 交通信号施設設計に関する業務<br>交通信号施設電気工事に関する業務<br>交通信号施設通信工事に関する業務<br>交通信号施設土木工事に関する業務<br>交通信号施設機器製造に関する業務<br>交通信号施設材料に関する業務<br>交通信号施設保守に関する業務<br>交通信号施設安全管理に関する業務 | 左記科目の１以上について、必要な実務能力を有し、交通信号施設の施工に関して監理し、指導的に取り組む能力を有していること。 |

別記様式第１号（第８条関係）

平成　　年度　第　種交通信号工事士技能検定合否通知書

平成　　年　　月　　日

受 験 地
受験番号

殿

一般社団法人全国交通信号工事技術普及協会　印

技能検定の結果は、次の通りです

| 総合結果 | 科目別の結果 | |
|---|---|---|
| | 学科試験 | 実務筆記試験 |
| | | |

総合で不合格の方は
　翌年受ける技能検定に限り、合格した科目が免除になります。
　その際は、この通知書が必要になりますので、大切に保管して下さい。

別記様式第２号（第１０条関係）

表　面

交通信号工事士技能検定合格

**第　種交通信号工事士之証**

第　種交通信号工事士番号

第　　号

写

真

氏　名

年　　月　　日生

**平成〇〇年〇〇月〇〇日まで有効**

平成　　年　　月　　日交付

一般社団法人全国交通信号工事技術普及協会　印

交通信号工事士講習を受講者は、有効期限わき下シールを貼付します。

裏面

注意事項

1　交通信号工事施工技術の維持向上のため、５年以内に更新講習を受講すること

2　交通信号工事施工にあっては、本証を携帯し、関連法令に従うこと

3　交通信号工事士は、その業務を誠実に遂行すること

4　本証を滅失又は損傷したときは再交付を受けること

5　本証の記載事項又は住所、電話番号を変更した場合、本協会（TEL03-6659-3586）に連絡すること

別記様式第３号（第１２条関係）

# 交通信号工事士之証再交付申請書

一般社団法人 全国交通信号工事技術普及協会　殿

平成　　年　　月　　日

| | |
|---|---|
| フ　リ　ガ　ナ<br>氏　　名 | 印<br>生年月日　　年　　月　　日生 |
| 住　　所 | 〒<br>電話番号（　　）　　－ |
| 第　種交通信号工事士<br>番　　号 | |
| 取　得　年　月　日 | |
| 再交付申請の理由 | |
| 備　　考 | |

(注)　写真２枚（縦３ｃｍ、横2.4ｃｍ）を添付してください。